

工 事 説 明 書

平成 28 年 6 月 20 日

説 明 者		_____	
立 会 者		_____	
工事名等	工 事 名	更生保護施設高坂寮改築工事	
	工 事 場 所	高知県高知市北本町 1 丁目 3 番 3 号	
	工 期	契約締結日の翌日から平成 29 年 3 月 10 日	
事 項		記 事	
入札（見積） 執行に関する事項	1	入札書（見積書） の宛先	（職 名） 更生保護法人 高坂寮理事長 （氏 名） 岩 崎 巖
	2	入札執行回数	入札回数は原則として 2 回を限度とするものとし、この限度内において落札者がいないときは、最低の価格の入札者から順次随意契約の相手方として見積もりさせることがある。
	3	そ の 他	<p>(1) 入札（見積）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。</p> <p>(2) 落札決定（決定）に当たっては、入札書（見積書）に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格（決定価格）とするので、入札者（見積者）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 100 分の 108 に相当する金額を入札書（見積書）に記載するものとする。</p>
契約条件に 関する事項	1	支払条件	前払金 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 部分払 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> （1 回以内） 一部完成払 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	2	契約の保証	<input checked="" type="checkbox"/> 免 除 <input type="checkbox"/>
	3	火災保険 その他の保険	<div style="display: flex;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; padding-right: 5px;">工 事 物 件 に 関 す る 保 険</div> <div> <p>(1) 加入の要否 <input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/></p> <p>(2) 種類等</p> <p>ア 種 類 建設工事保険</p> <p>イ 範 囲 工事目的物・工事仮設物・工事材料 ただし、基礎工事を含む</p> <p>ウ 危 険 担 保 風水災危険は担保 地震危険及び地震火災危険は不担保</p> <p>エ 保 険 契 約 の 締 結 時 期 契約締結の日から 14 日以内</p> <p>オ 保 険 期 間 始期 工事着工予定日 終期 工事目的物引渡予定日</p> <p>カ 金 額 請負代金額（支給材料がある場合には、その価格を加算した額）から基礎工事相当額を減じた額</p> </div> </div>

契約条件に関する事項	4	指定部分の有無	無
	5	設計変更に伴う措置	<p>(1) 設計表示単位に満たない設計変更は契約変更の対象としない。</p> <p>(2) 一式工事については、設計図書において、設計条件又は施工方法を明示したもので当該設計条件又は施工方法を変更した場合のほか、原則として契約変更の対象としない。</p> <p>(3) 軽微な設計変更に伴う契約変更は、工期の末に行う場合がある。</p> <p>(4) 部分払の対象となる出来高には、出来形部分検査日以降において設計変更により工事量・単価又は一式工事費の変更が予定されるものを含まない。</p>
	6	工事着手時期	契約締結の日から14日以内
	7	契約関係提出書類の書式	原則として支出担当者が定める書式による。
	8	賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更	<p>(1) 支出担当者又は請負者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認めるときは相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。この請求は、残工事の工期が2月以上ある場合に行うことができる。</p> <p>(2) (1)の請求があったときは、変動前残工事代金額と変動後残工事代金額との差額のうち変動前残工事代金の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。この場合の変動前残工事代金額の算定の基礎となる請求時の出来形部分の確認については、請求のあった日から起算して、14日以内で支出担当者が請負者と協議して定める日において、監督員に確認させるものとする。なお、請負者の責により遅延していると認められる工事量は、請求時の出来形部分に含めるものとする。</p>
	9	不可抗力による損害	工事目的物の引渡し前に、天災等で支出担当者又は請負者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害が生じ、支出担当者が調査を行い確認した損害について請負者から費用の負担の請求があったときは、その損害額及び損害の取片付けに要する費用の合計額のうち請求負担金額の100分の1を超える額について支出担当者が負担する。この場合の請負代金額とは、損害を負担する時点における請負代金額をいうものとする。なお、1回の損害額が当初の請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）に満たない場合は、0円として取扱う。
負担金額に関する事項		入札金額又は見積金額に含める工事に要する負担金等は次のとおりである。 無	
その他必要と認める事項	関連工事の調整	分離発注による工事の場合には、各請負者が協力して円滑に工事の施工を行うこと。	
	その他	「建設産業における生産システム合理化指針」に定める事項を遵守すること。	
図面及び仕様書に関する事項			
現場の状況に関する事項			